

地質調査業務の発注基準

1 地質調査業務入札参加資格の申請資格

地質調査業者登録規程による地質調査業者である者

2 地質調査業者登録規程の概要(登録要件)

地質調査業者の登録を受けようとする者は、次に該当する者でなければならない。

- (1) 地質調査の技術上の管理をつかさどる専任の者（以下「技術管理者」という。）で次のいずれかに該当するものを置く者であること。

なお、技術管理者は常勤（休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間中勤務することをいう。）し、その業務に専任する必要がある。

イ 学校教育法による大学（旧大学令による大学を含む。以下同じ。）又は高等専門学校（旧専門学校令による専門学校を含む。以下同じ。）において別表の1に掲げる学科を修めて卒業した後地質調査に関し15年以上の実務経験を有する者

□ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有するものと認定した者

ハ 技術士法による第二次試験のうち技術部門を建設部門（選択科目を土質及び基礎とするものに限る。）又は応用理学部門（選択科目を地質とするものに限る。）又は総合技術監理部門（選択科目を、建設一般並びに土質及び基礎とするもの又は地質とするものに限る。）とするものに合格し、同法による登録を受けている者

- (2) 登録しようとする営業所（本店又は常時地質調査に関する契約を締結する支店若しくは事務所をいう。以下同じ。）ごとに、現場における地質又は土質の調査及び計測を管理する専任の者（以下「現場管理者」という。）で次のいずれかに該当するものを置く者であること。

なお、現場管理者は全ての登録営業所に常勤（休日その他勤務を要しない日を除き、毎日所定の時間中勤務することをいう。）し、その業務に専任する必要がある。

イ 学校教育法による高等学校（旧中等学校令による実業学校を含む。）において別表の2に掲げる学科を修めて卒業した後10年以上又は同法による大学若しくは高等専門学校において別表の3に掲げる学科を修めて卒業した後8年以上地質又は土質の調査及び計測に関する実務の経験を有する者

□ 国土交通大臣がイに掲げる者と同等以上の知識及び技術を有するものと認定した者

- (3) 財産的基礎又は金銭的信用を有する者であること。

法人の場合は、資本金が500万円以上であり、かつ、自己資本が1000万円以上ある者

個人の場合は、自己資本が1000万円以上ある者

※別表

1	土木工学（農業土木又は森林土木に関する学科を含む。この表において同じ）、建築学、鉱山学、地学又は物理学に関する学科
2	土木工学、建築学、地質工学又は機械工学に関する学科
3	土木工学、建築学、鉱山学、地学、物理学又は機械工学に関する学科

3 入札参加有資格業者の区分

- (1) 地質調査業務の入札参加有資格業者を、本店又は営業所の所在地により区分する。

- (2) 本店又は営業所の所在地は、奈良県建設工事等競争入札参加資格者名簿により確認する。

県内本店	県内に本店を置く者で、「県内に営業所を有する者」として地質調査業務の入札参加資格を有する者
県内営業所	本店は県外であるが県内に営業所を置く者で、「県内に営業所を有する者」として地質調査業務の入札参加資格を有する者
県外業者	県内には本店又は営業所を有しないが、本県の地質調査業務の入札参加資格を有している者

4 入札形態及び選定基準

入札形態及び業者の選定基準は、設計金額に応じ下表のとおりとする。

入札においては、「最低制限価格制度」を併用する。ただし、総合評価落札方式を適用する入札については、全て「低入札価格調査制度」を採用する。

設計金額	入札形態	技術者要件	選定対象業者
1000万円以上	総合評価落札方式 一般競争入札	複数技術者 (地質調査業者登録規程による)	県内本店及び県内営業新 原則、県内本店
500万円以上1000万円未満	一般競争入札		
500万円未満	一般競争入札（注）		

注 次に該当する場合（随意契約で契約するものを除く。）は部局又は事務所ごとに設置されている「入札参加資格等審査会」の議を経て指名競争入札とすることができます。

① その性質又は目的が一般競争入札に適しない場合

② 製作者又は施工者が限定されている場合など、その性質又は目的により競争に加わるべき者の数が一般競争入札に付する必要がないと認められる程度に少数である契約をする場合

③ 入札不調の発生等、一般競争入札に付することが不利と認められる場合

I 入札形態及び業者の選定に際しては、以下の事項に留意すること。

(1) 入札形態

原則、設計金額が1000万円以上で、技術的工夫の余地が大きい業務については、低入札価格調査制度を用いた総合評価落札方式を適用する。

(2) 業者選定の特例

① 既に納められた成果品の精度が低い等、業務の適正な履行が確保できないと思慮される業者は、指名選定に当たって考慮すること。

② 県内本店業者のみを対象とした場合に、業務の内容から解析業務の難易度などにより適正な履行が困難と認められる場合は、県内営業所を含めた選定ができることとする。

(3) 指名の選定にあたっては、固定化及び偏りが生じないよう考慮すること。

II 技術者要件の取扱い

「地質調査業者登録規程」の登録要件によるが、高度な解釈を伴う業務については、別途、定めることができる。